

5月役員改選時点									
広聴広報会議委員 (座長を除く)		新政みえ	自由民主党	自民党 県議団	草莽	公明党	日本 共産党	参政党	計
	定数:9	4	3	1		1			9

【参考】

・三重県議会広聴広報会議規程(抜粋)

第3条 広聴広報会議は、副議長及び会派がその所属議員のうちから

選出する議員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員の数は、11人以内とする。

5月役員改選時点									
議会改革推進会議 役員 (2年任期)		新政みえ	自由民主党	自民党 県議団	草莽	公明党	日本 共産党	参政党	計
	会長:1	1							1
	副会長:2	1	1						2
	幹事長:1		1						1
	幹事: 若干名	2	1	1	1		1		6
	監事:2	1	1						2
	計	5	4	1	1	0	1	0	12

【参考】

・三重県議会議会改革推進会議規約(抜粋)

第4条 本会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

2 役員は、会員の互選とする。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

・役員任期

令和7年5月16日～議員任期満了まで